

資料編

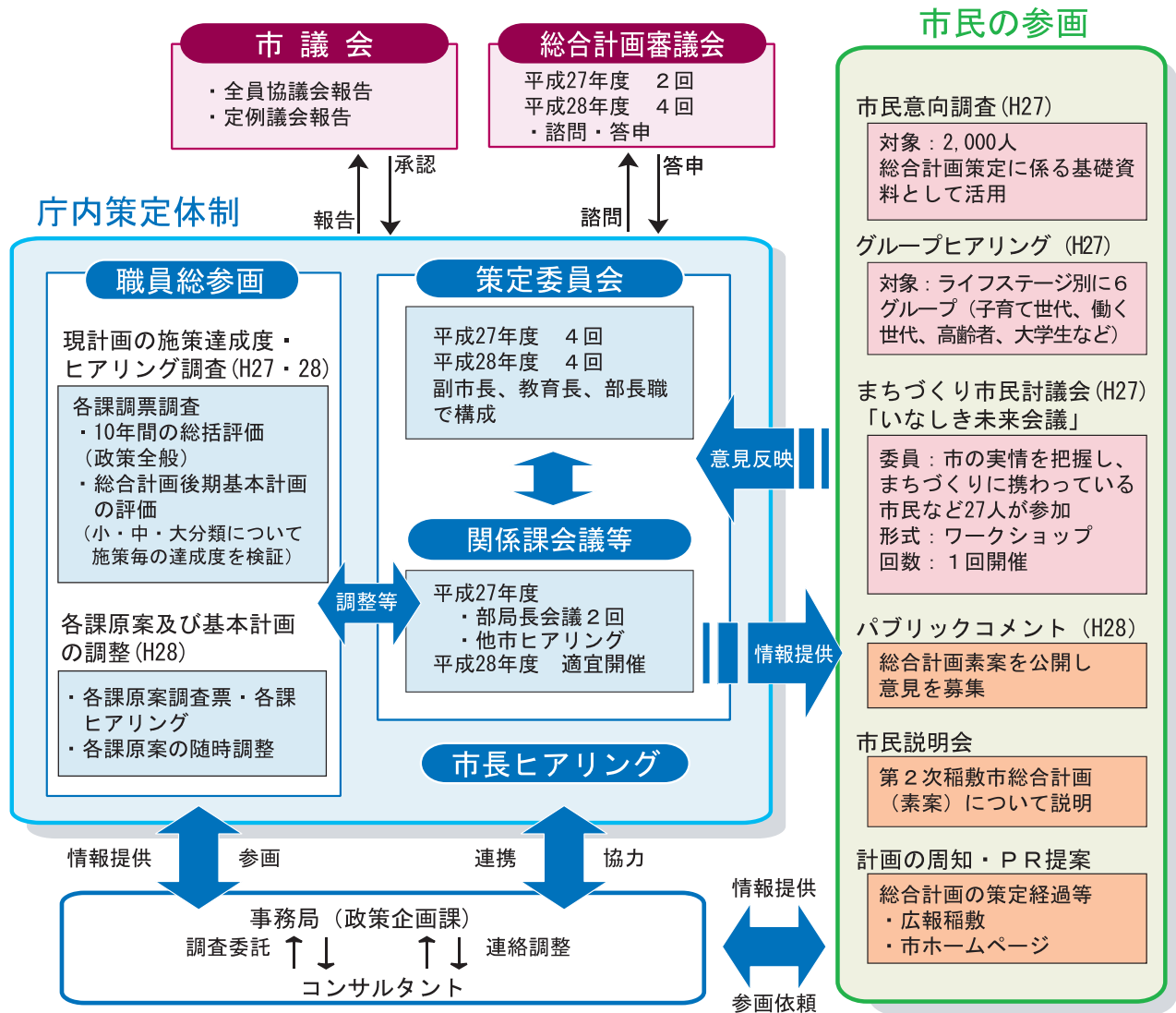
- 1 策定体制
- 2 策定の経緯
- 3 総合計画策定条例
- 4 諮問・答申
- 5 総合計画審議会条例
- 6 総合計画審議会委員名簿
- 7 総合計画策定委員会設置要綱
- 8 総合計画策定委員会委員名簿

1

策定体制

(1) 策定体制

総合計画の策定にあたって、市内の策定体制と市民の参画や総合計画審議会、稲敷市議会などとの関係を示した策定体制を以下のように示します。



日 時	会議等	内 容
平成 27 年		
10 月 1 日（木） ～ 20 日（火）	市民アンケート調査	・ 市内に住む 20 歳以上の 2,000 名を対象 ・ 配布数 2,000 票／回収数 678 票 （回収率：33.3%）
11 月 2 日（月） ～ 13 日（金）	達成度状況調査	・ 稲敷市総合計画（後期基本計画）施策の達成度状況調査票各課配布（市内部の自己評価）
11 月 4 日（水）	策定委員会（第 1 回）	・ 策定方針について
11 月 5 日（木） ～ 25 日（水）	グループヒアリング調査	・ 実施グループ（6 グループ・合計 53 名） ①子育て世代（未就学児の親）11 名／②子育て世代（就学児の親）7 名／③学生（大学・専門学校）4 名／ ④働く世代（20-30 歳代）18 名／⑤働く世代（40-50 歳代）6 名／⑥シニア世代 7 名
11 月 29 日（日）	まちづくり市民討議会 「いなしき未来会議～稲敷で豊かに暮らすために～」	・ 無作為に抽出した 2,000 名の市民の中から参加者を募集 ・ 参加者：27 名（20 代：3 名／30 代：5 名／40 代：7 名／50 代：2 名／60 代以上：10 名）
12 月 15 日（火）	策定委員会（第 2 回）	・ 第 2 次稲敷市総合計画諮問 ・ 策定方針について
12 月 18 日（金）	審議会（第 1 回）	・ 基礎調査の結果について
平成 28 年		
2 月 5 日（金）	策定委員会（第 3 回）	・ 将来指標（将来人口）について ・ 実現を目指している政策について ・ 総合計画の基本理念・将来都市像について ・ 総合計画の柱の考え方について
3 月 4 日（金）	市長ヒアリング	・ 将来人口の考え方について ・ 基本構想について ・ 長期的に取り組むべき政策について
3 月 17 日（木）	策定委員会（第 4 回）	・ 基本理念・将来像について ・ まちづくりの基本目標（施策の柱）について
3 月 23 日（水）	審議会（第 2 回）	・ 将来指標（人口フレーム）について

日 時	会議等	内 容
平成 28 年		
5 月 20 日（金） ～ 5 月 23 日（月）	職員インタビューの実施 （聞き手：在職年数おおむね 5 ～ 10 年の職員、話し手：在職 年数 2 ～ 4 年の職員（若手職 員）、11 ～ 17 年の職員（中堅 職員）	〈インタビュー項目〉 ・これまでの 10 年間、稲敷市はどのように変わった と感じるか ・今後、稲敷市が取り組むべき施策・事業等（特に重点 的に取り組むべき施策）について何が考えられるか ・“みんなが住みたい素敵なまち”を実現させるため に考えられるアイデアは何か など
6 月 16 日（木） ～ 7 月 8 日（金）	各課原案調査票作成	・基本計画の記載内容についての説明会及び各課原案 調査を実施
6 月 17 日（金）	策定委員会（第 5 回）	・基本構想（案）について ・基本計画構成イメージ、施策の体系（案）について ・重点プロジェクトについて
7 月 1 日（金）	審議会（第 3 回）	
7 月 20 日（水） ～ 7 月 25 日（月）	各課原案ヒアリング	・各課原案調査票をもとに全課ヒアリング
9 月 5 日（月） ～ 9 月 6 日（火）	各部局ワーキング会議	・基本計画のたたき台案について部局ごと（担当者出席） にヒアリング
10 月 3 日（月） ～ 10 月 5 日（水）	部課長会議	・基本計画のたたき台案について部局ごと（部長・課長 出席）にヒアリング
10 月 20 日（木）	策定委員会（第 6 回）	・基本構想（案）及び基本計画（案）について ・重点プロジェクトについて
10 月 28 日（金）	審議会（第 4 回）	
11 月 13 日（日）	意見交換会	・基本構想（案）及び基本計画（案）、重点プロジェ クトについて市民代表委員等と意見交換
11 月 24 日（木）	策定委員会（第 7 回）	・第 2 次稲敷市総合計画（素案）について ・基本構想及び基本計画について ・重点プロジェクトについて
12 月 15 日（木）	策定委員会（第 8 回）	
12 月 20 日（火）	審議会（第 5 回）	・第 2 次稲敷市総合計画（素案）について ・重点プロジェクトについて
平成 29 年		
1 月 20 日（金）	議会会員協議会	・基本構想議案上程について
1 月 20 日（金） ～ 2 月 8 日（水）	パブリックコメントの実施	・第 2 次稲敷市総合計画（素案）について
1 月 26 日（木）	市民説明会	・第 2 次稲敷市総合計画（素案）について
2 月 14 日（火）	審議会（第 6 回）	・第 2 次稲敷市総合計画（案）答申
2 月 28 日（火）	議案上程	・第 2 次稲敷市総合計画基本構想について
3 月 21 日（火）	議案可決	

平成 27 年 3 月 27 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、稲敷市総合計画審議会条例（平成 17 年稲敷市条例第 152 号）第 1 条に規定する稲敷市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 諮問・答申

(1) 諮問

稲 政 企 第 6 9 号

平成 27 年 12 月 18 日

稲敷市総合計画審議会

会長 横須賀 徹 様

稲敷市長 田口 久克

第 2 次稲敷市総合計画の策定に係る諮問

社会情勢の変化を的確に捉え、市勢のより一層の発展を目指したまちづくりを進めるため、平成 29 年度からの市政運営の基本方針となる第 2 次稲敷市総合計画を策定したいので、稲敷市総合計画策定条例第 3 条の規定により諮問する。

諮 問 理 由

稲敷市は、平成 17 年 3 月の合併後、新市総合計画として稲敷市総合計画を策定し、「みんなが住みたい素敵なまち」を目指してさまざまな施策を総合的に推進してきた。

今般、計画期間が満了するにあたり、「第 2 次稲敷市総合計画」を策定しようとするものである。

稲敷市を取り巻く状況は、合併後 10 年間で大きく変化している。特に、人口減少問題やそれに伴う税収の減少等、これからの市政は厳しい行財政運営に直面することが見込まれる。これら山積する諸問題に対応していくためには、広い視野、長期的視点に立ち、また、市民の参画を得た計画を策定し、まちづくりを行っていくことが求められる。

以上の理由により、平成 29 年度からの市政の基本方針となる「第 2 次稲敷市総合計画」の策定を求めるものである。

(2) 答 申

平成 29 年 2 月 14 日

稲敷市長 田口 久克 様

稲敷市総合計画審議会
会 長 横 須 賀 徹

第 2 次稲敷市総合計画の策定について（答申）

平成 27 年 12 月 18 日付け稲政企第 69 号をもって諮問のあった標記の件について、稲敷市総合計画審議会条例第 2 条に基づき、本審議会において慎重に審議した結果、別冊「第 2 次稲敷市総合計画（案）」としてまとめましたので答申いたします。

なお、計画の策定及び推進にあたっては、市民の声をしっかりと汲み取り、下記の付帯意見に十分配慮しながら、「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けたまちづくりに努めることを要望します。

付帯意見

○重点プロジェクト

計画期間において、優先的かつ重点的に取り組むべきとした「重点プロジェクト」を積極的に推進するよう努められたい。

○人口減少対策

将来人口の目標達成に向けて、都市基盤の整備や圏央道 IC 周辺の効果的な土地利用を推進するとともに、子育て・教育・福祉・保健・雇用の充実をはじめ、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に努められたい。

○市民協働

本計画の趣旨及び内容を分かりやすく周知するとともに、計画の推進にあたっては、広く市民の理解と協力が得られ、市民一人ひとりが主役となってまちづくりに取り組めるよう努められたい。

○取組姿勢

各施策の推進にあたっては、職員一人ひとりが積極的な姿勢をもって、庁内組織の横断的な連携と協力により推進するよう努められたい。

○進行管理

「基本計画」に位置づける施策の推進にあたっては、まちづくりの基本理念、将来像を念頭に置き、より実効性の高い施策展開を図るため、着実な進行管理を行い、施策の進捗状況や検証の結果が市民に広く共有されるよう努められたい。

5

総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 13 日
稲敷市条例第 152 号

(設置)

第 1 条 稲敷市の総合計画について調査審議するため稲敷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(掌握事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員 25 人以内で組織する。

- (1) 市議会の議員 8 名以内
- (2) 学識経験者 3 名以内
- (3) 各種団体等 8 名以内
- (4) 一般市民 6 名以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項 第 1 号から第 3 号のうちより委嘱された委員にあっては、その職を去ったときは委員の職を失うものとする。

4 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

番号	氏名	委員構成	所属等	備考
1	○浅野 信行	市議会 の議員	稲敷市議会議長	～平成 28 年 12 月
	○高野 貴世志			平成 28 年 12 月～
2	伊藤 均	〃	稲敷市議会副議長	～平成 28 年 12 月
	木内 義延			平成 28 年 12 月～
3	根本 光治	〃	稲敷市議会総務教育常任委員会委員長	～平成 28 年 12 月
	篠田 純一			平成 28 年 12 月～
4	岡沢 亮一	〃	稲敷市議会市民福祉常任委員会委員長	～平成 28 年 3 月
	若松 宏幸			平成 28 年 3 月～ 12 月
	竹神 裕輔			平成 28 年 12 月～
5	篠田 純一	〃	稲敷市議会産業建設常任委員会委員長	～平成 28 年 12 月
	若松 宏幸			平成 28 年 12 月～
6	柳町 政広	〃	稲敷市議会議会運営委員会委員長	～平成 28 年 12 月
	伊藤 均			平成 28 年 12 月～
7	◎横須賀 徹	学識経験者	常磐大学コミュニティ振興学部 教授	
8	姥貝 守	〃	稲敷市教育委員会教育委員長	
9	野村 由紀子	〃	稲敷市主任児童委員会委員長	
10	青木 啓泰	各種団体等	稲敷市商工会会長	
11	田丸 治	〃	稲敷農業協同組合代表理事組合長	
12	富澤 富生	〃	稲敷市区長会連合会会長	～平成 28 年 6 月
	篠原 秀男			平成 28 年 7 月～
13	岩崎 昭一	〃	稲敷市民生委員児童委員協議会会長	～平成 28 年 12 月
	黒田 伸治			平成 28 年 12 月～
14	小幡 保	〃	稲敷市老人クラブ連合会会長	
15	黒田 功	〃	稲敷市消防団長	～平成 28 年 6 月
	村塚 好一			平成 28 年 7 月～
16	高須 行雄	〃	稲敷市文化協会理事長	
17	諸岡 明美	〃	稲敷市ボランティア連絡協議会会長	
18	高木 正志	市民代表		
19	墳崎 崇史	〃		
20	高須 晃次郎	〃		
21	沼崎 夕子	〃		
22	田村 千鶴	〃		
23	清野 敏秀	〃		

◎：会長、○：副会長

総合計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 10 月 30 日

訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 稲敷市総合計画について、必要な事項を調整及び協議するため、稲敷市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 稲敷市総合計画策定についての方針
- (2) 稲敷市総合計画策定の基本計画に関する事項
- (3) 稲敷市総合計画に係る調査及び連絡調整に関する事項
- (4) その他稲敷市総合計画に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には政策調整部長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 委員長は、委員以外であっても、必要があると認めたときは、策定委員会に出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第 5 条 委員長は、策定委員会の補助機関として、稲敷市総合計画ワーキングチームを置く。

- 2 稲敷市総合計画ワーキングチームの構成員は、委員長が指名する者とする。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、政策調整部政策企画課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

教育長
総務部長
市民生活部長
保健福祉部長
産業建設部長
上下水道部長
教育部長
議会事務局長
会計管理者

番 号	職 名	氏 名	備 考
1	副市長	内 田 久 紀	委員長
2	教育長	坂 本 繁	
3	政策調整部長	高 山 久	副委員長
4	総務部長	川 上 俊 夫	平成 27 年度
		油 原 久 之	平成 28 年度
5	市民生活部長	油 原 久 之	平成 27 年度
		糸 賀 正 志	平成 28 年度
6	保健福祉部長	水 飼 良 一	平成 27 年度
		川 崎 忠 博	平成 28 年度
7	産業建設部長	宮 本 昭	
8	上下水道部長	諸 岡 三 千 雄	
9	教育部長	一 鍬 田 耕 寿	
10	議会事務局長	櫻 井 郁 雄	
11	会計管理者	糸 賀 正 志	平成 27 年度
		松 田 久 夫	平成 28 年度

第2次稲敷市総合計画 2017-2029

みんなが住みたい素敵なまち

2017年3月発行

稲敷市政策調整部政策企画課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

電話：029-892-2000(代)

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp>
